

「令和4年度美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」公募要領

1 事業名

「令和4年度美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」実施業務

2 事業の趣旨

美術館・博物館における所蔵品の管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現することにより、収蔵品管理の適正化と市場の活性化を促進することを目的とする。

3 事業の内容

- (1) 美術館・博物館における収蔵品取り扱い業務の標準化
 - (2) 美術館・博物館等が所蔵するコレクションとギャラリーやコレクター等、民間に所在する美術品が、同一のフォーマットで情報をやり取りできる仕組み及び閲覧用インターフェースの試験的な構築とその実証
- ※詳細は別紙「仕様書」による。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

6 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約日～令和5年3月31日

事業規模：43,500千円程度

採 択 数：1件（予定）

※採択件数は審査委員会が決定する。

7 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8 公募説明会の開催

公募説明会は開催しない。

9 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

10 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

(1) 提出場所

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担 当：文化庁文化経済・国際課

電 話：03-5253-4111（代表）内線4844

FAX：03-6734-3811

E-mail : kei-sai@mext.go.jp

(2) 提出方法

- ① PDF形式にした提案書をメール添付にてkei-sai@mext.go.jpまで提出すること。
- ② メール の 件名 及び 添付ファイル名 の 冒頭 には ともに 「 (事業名) _ (法人名) 」 を 入れる こと。
- ③ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、メールサーバの容量の関係により10MBを超えるファイルは直接受け取れないため、上記アドレスにその旨連絡すること。ファイルサーバ経由の提出方法について指示する。
- ④ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ⑤ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない
- ⑥ その他
 - ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
 - ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（電子データ（PDF形式））
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（電子データ（PDF形式））
- ③ 誓約書（電子データ（PDF形式））
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意、電子データ（PDF形式））

(4) 提出期限

令和4年10月7日（金曜日）午前10時必着

※提出期限後の提出書類の受付や差替え、修正は認めない。

(5) その他

- ① 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ② 企画提案書等は選定委員会員及び本件業務関係者に開示する。また、必要に応じて一般公開又は特定の者へ開示を行うことがあるので、一切の秘密情報が含まれないものとし、公開に当たって発生するリスクについては提案者が負うものとする。
- ③ 採択された場合の企画提案書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

1.1 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1.2 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択

決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1.3 スケジュール

(1) 審査：令和4年10月上旬頃

(2) 採択決定：令和4年10月中旬頃

(3) 契約締結：令和4年10月下旬頃

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

1.4 問い合わせ先

文化庁文化経済・国際課

E-mail：kei-sai@mext.go.jp

1.5 その他

(1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

(4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(5) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書、文化庁委託業務実施要領（文化庁委託業務実施要領：http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/r1389381_01.pdf）等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

(7) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(8) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。

(9) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）

・銀行口座情報